

「京都府国民健康保険広域化等支援方針」 に基づく施策の推進について

1. 経過

平成 22 年 12 月に策定した「京都府国民健康保険広域化等支援方針」においては、市町村国保の都道府県単位での一元化に向けて、市町村と府との協議会や作業部会を設置し、市町村国保の事業運営の広域化及び財政の安定化を推進することとしている。

2. 平成 23 年度の取組(案)

(1) 協議会の設置

① 趣旨

市町村国保の都道府県単位での一元化に向け、広域化等支援方針に定める施策の推進、同方針の進捗管理や見直し、運営体制のあり方等について協議、調整等を行うため、市町村と府との協議会を設置する。

② 構成

【委員】

- ・ 各市町村担当部(課)長
- ・ 京都府

【オブザーバー】

- ・ 京都府国保連合会
- ・ 京都府医師会、京都府歯科医師会、京都府薬剤師会

③ 所掌事項

- ・ 広域化等支援方針に定める施策の推進
- ・ 広域化等支援方針の進捗管理や見直し
- ・ 市町村国保の都道府県単位での一元化の運営体制の検討
- ・ その他

④ 運営

- ・ 具体的な施策の実施等に関して、必要に応じて、作業部会を設置する。
- ・ 協議会は原則として公開、作業部会は非公開とする。

⑤ 平成 23 年度の開催予定

- ・ 第1回協議会 7月26日(火)
 - － 広域化等支援方針の説明
 - － 平成 23 年度の取組
 - － 作業部会の設置
- ・ 第2回協議会 平成 24 年1月
 - － 作業部会での検討・取組状況の報告
 - － 標準的な保険料・一部負担金の減免基準の設定
 - － 保険財政共同安定化事業の拠出方法・対象医療費の見直し

※ 国の国保制度見直しの状況、作業部会の状況等によって、適宜協議会を開催

(2) 作業部会の設置

- 協議会の下に、次の4つの作業部会(課長級)を設置
 - ・ 各作業部会は、6～8の市町村により構成

	検討事項
第一部会	<ul style="list-style-type: none">・保険財政共同安定化事業の拠出方法・対象医療費の見直しの検討・標準的な保険料算定方式の検討・標準的な保険料・一部負担金の減免基準の検討・その他(国の国保制度見直しの検討への対応等)
第二部会	<ul style="list-style-type: none">・レセプト・健診データ等の分析・特定健診・保健指導の実施率向上・生活習慣病患者等への保健指導・医療費通知の改善・その他
第三部会	<ul style="list-style-type: none">・保険料収納率向上対策(口座振替促進等)・京都地方税機構との連携強化等・その他
第四部会	<ul style="list-style-type: none">・後発医薬品の理解促進(後発医薬品利用差額通知、後発医薬品希望カード等)・レセプト二次点検の改善・第三者行為求償の改善・救急外来利用の適正化・柔道整復療養費の適正請求啓発等・市町村基幹業務支援システムの改善等・その他